

特急車両における新たなバリアフリー対策の 検討状況について

令和3年9月22日

国土交通省鉄道局

1. 設置趣旨

- 新幹線車両については、障害者団体、新幹線を運行するJR各社等で検討を行い、令和2年8月、「新幹線の新たなバリアフリー対策について」をとりまとめ、令和2年10月に移動等円滑化基準を改正し、令和3年7月以降に導入される新幹線車両については『車椅子用フリースペース(座席定員に応じて3席～6席以上の車椅子スペースで構成)』の設置が義務付けられた。
 - 「真の共生社会の実現」のためには、車椅子使用者が今まで以上に様々な場所へ、快適な旅を楽しむ環境整備が重要であることから、特急車両のバリアフリー対策についても、関係者で構成する意見交換会を設置し、検討を行う。
- 注) 在来線における車椅子スペースの数については、平成30年3月の移動等円滑化基準の改正により、1列車につき2以上とされた(編成両数が3両以下の列車について1以上)

2. 検討項目

(1) バリフリ基準やガイドラインへ反映するもの

車椅子スペースの数・レイアウト、利便性の高い設備の仕様 など

(2) その他

車椅子スペースの予約・販売方法 など

3. メンバー

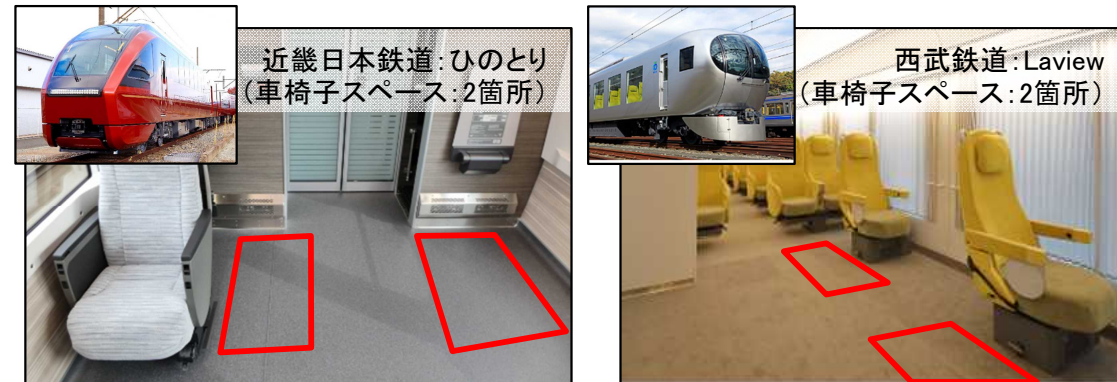
- 障害者団体(DPI日本会議、日本身体障害者団体連合会、全国脊髄損傷者連合会、全国自立生活センター協議会)
- 鉄道事業者(特急列車を運行する14事業者(JR北、JR東、JR東海、JR西、JR四国、JR九州、東武、西武、京成、小田急、名鉄、近鉄、南海、西鉄))
- 国土交通省(総合政策局、鉄道局(事務局))

4. スケジュール

- 令和3年3月18日 第1回意見交換会
 - ・ 特急車両におけるバリアフリー化の現状
 - ・ 障害者団体からの要望聴取① 等
- 令和3年4月28日 第2回意見交換会
 - ・ 鉄道事業者における取組事例①(JR東日本、近鉄) 等
- 令和3年5月31日 第3回意見交換会
 - ・ 鉄道事業者における取組事例②(京成、小田急) 等
- 令和3年7月26日 第4回意見交換会
 - ・ 障害者団体からの要望聴取②(必要な車椅子スペース数) 等
- 令和3年9月10日 第5回意見交換会
 - ・ 鉄道事業者からの意見聴取(必要な車椅子スペース数)
 - ・ 車椅子対応座席のWeb予約 等



令和3年度末を目途に必要な基準等の改正を行う予定



特急車両における車椅子スペース設置例

開催頻度		主な議題
第1回	令和3年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意見交換会の設置趣旨等について (2) 特急車両におけるバリアフリー化の現状について (3) 障害者団体からの要望聴取①
第2回	令和3年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特急列車におけるバリアフリー化の対応状況について(先進事例紹介①) <ul style="list-style-type: none"> ① JR東日本(新型特急車両におけるバリアフリー対策について) ② 近畿日本鉄道(車椅子スペースのウェブによる予約について) (2) 車椅子用フリースペースについての意見交換① (運行特性等に応じた検討の必要性等)
第3回	令和3年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特急車両におけるバリアフリー化の対応状況について(先進事例紹介②) <ul style="list-style-type: none"> ① 京成電鉄(既存車両の改造により車椅子スペースを設けた事例について) ② 小田急電鉄(着脱式車椅子スペースについて) (2) 車椅子用フリースペースについての意見交換② (列車座席数に応じた車椅子スペース数の考え方等)
第4回	令和3年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各障害者団体からの要望聴取 (車椅子スペース数について) (2) 車椅子用フリースペースについての意見交換会③ (多目的室の取扱い等)
第5回	令和3年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> (1) ドイツ鉄道におけるバリアフリー化の状況について(在ドイツ日本国大使館) (2) 車椅子用フリースペースについての意見交換会④ (車椅子スペース数について) (3) 車椅子対応座席のWeb予約

意見交換会での主な意見

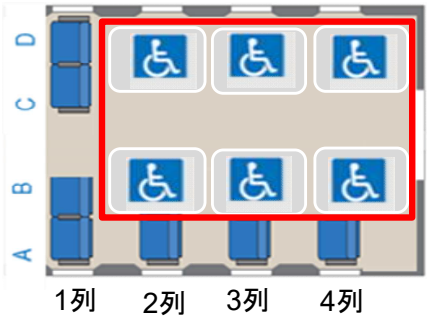

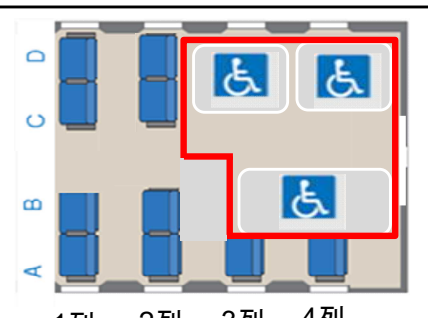
障害者団体からの主な意見

- 新幹線の基準と同様の考え方(座席定員に応じた車椅子スペース数等)にすべき。
- 車椅子使用者がグループで全国各地へ旅行するというニーズや、(新幹線に比べて)運行本数が少ないことから、車椅子スペースを最低限3ヶ所は確保すべき。
- 耐用年数が長い(30~40年程度)ことを踏まえて、より未来志向で検討すべき。
- この機会に、車椅子利用者にとって使いやすいコンセント位置やテーブルの仕様なども検討して欲しい。

鉄道事業者からの主な意見

- 短編成の特急列車が走行する線区は地方閑散線区であり、繁忙期における増結運行、運行途中での分割・併合などを行って運行しているので、様々な運行形態に応じた検討が必要ではないか。
- 短編成の列車については、運転台やトイレ、洗面台等サービス設備の占める割合が高く、座席の数が相対的に少ないことも配慮すべきではないか。
- 新幹線に比べて車両幅等に物理的制約があり、座席のレイアウトには配慮が必要ではないか。
- 当該基準が適用される特急車両の定義・対象範囲について明確にする必要があるのではないか。

新幹線における新たなバリアフリー基準(令和2年10月改正)と同様に、1編成あたりの座席定員数に応じた車椅子スペース数を設定すること(参考:特急列車における現行基準:1列車ごとに2以上(3両以下の車両で組成する列車にあっては、1以上))

1編成あたりの座席定員数	車椅子スペース数	要件	レイアウトのイメージ	備考
1000席以上	6以上	①窓際席:2以上 ②移乗席:2以上 ③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可)		(1)スペース数については、新幹線におけるバリアフリー基準と同様(新幹線においては、介助席は移乗席に「隣接」して配置することが基本) (2)ワゴンの通行等を考慮し通路幅は400mm以上
500席以上	4以上	④介助席は移乗席と近接 ③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可)		
500席未満	3以上	④介助席は移乗席と近接 ③ストレッチャータイプ:2以上 (①、又は②と重複しても可)		

注1)以下については、別途検討が必要
 ①2両編成の列車、1編成あたりの座席数が100席未満の列車など短編成の特急列車の取扱い。 ②多目的室の取扱い。
 注2)現行の特急列車のうち1編成あたりの座席定員数が最大のものは844席(令和3年7月現在)

新幹線の新たなバリアフリー対策【バリアフリー基準(省令)の改正】

世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の実現に向けて、「新幹線のバリアフリー対策検討会」※において、令和2年8月にとりまとめた「新幹線の新たなバリアフリー対策」に基づき、同年10月にバリアフリー基準(移動等円滑化基準)を改正した。これにより、令和3年7月以降に導入される新幹線車両については車椅子用フリースペースの設置が義務付けられた。

※障害者団体、新幹線を運行するJR各社、国土交通省により構成

車椅子用フリースペースについて

- 【基本的な考え方】**
- 車椅子使用者がグループで快適に旅行等を楽しめること
 - 車椅子に乗ったまま、車窓を楽しめること
 - 乗客やワゴン等の通行に支障のない通路幅を確保すること
 - 隣の座席への移乗、介助者等の有無、ストレッチャー式車椅子使用者など様々な障害の状態等に対応できること

【座席数に応じた車椅子スペース数】

1編成あたりの座席数	車椅子スペース数	主な新幹線車両
1001席以上	6以上	N700S(東海道・山陽)
500~1000席	4以上	E5・H5系(北海道・東北)、 E7・W7系(北陸)等
500席未満	3以上	E8系(山形ミニ)等

注1) 車椅子スペースの数は多目的室を除く
注2) 旧基準:原則2以上

【東海道新幹線N700S大臣試乗】



令和3年4月15日 車椅子使用者6名と試乗する赤羽大臣

車椅子用フリースペースの導入に向けた動き

JR東海

- 東海道・山陽新幹線N700S車両
- 車椅子スペース:6箇所
- 令和3年4月20日より運行開始
- 令和5年4月末までに28編成を導入予定



JR東日本

- 北陸新幹線E7系車両
- 車椅子スペース:4箇所
- 令和3年7月16日より利用可能
- 令和4年度末までに16編成を導入予定

